



愛媛県報

発行 愛媛県

平成19年10月16日火曜日 第1905号外1

◇ 目次 ◇ 条 例

愛媛県地方局設置条例の一部を改正する条例.....	1
愛媛県県税賦課徴収条例の一部を改正する条例.....	3
愛媛県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例.....	3

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例.....	4
愛媛県手数料条例の一部を改正する条例.....	6
都市計画法施行条例を廃止する条例.....	8
愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例.....	8
愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例.....	11

条 例

○愛媛県条例第49号

愛媛県地方局設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年10月16日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県地方局設置条例の一部を改正する条例

愛媛県地方局設置条例（昭和55年愛媛県条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																														
<p>（名称、位置及び所管区域）</p> <p>第2条 地方局の名称、位置及び所管区域は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">東予地方局</td> <td style="text-align: center;">西 条 市</td> <td style="text-align: center;">西条市、今治市、新居浜市、四国中央市及び越智郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">中予地方局</td> <td style="text-align: center;">松 山 市</td> <td style="text-align: center;">松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">南予地方局</td> <td style="text-align: center;">宇 和 島 市</td> <td style="text-align: center;">宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡、西宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡</td> </tr> </tbody> </table> <p>（出先機関）</p> <p>第3条 東予地方局に今治支局を、南予地方局に八幡浜支局を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、知事は、必要があるときは、地方局に出先機関を置くことができる。</p>	名 称	位 置	所 管 区 域	東予地方局	西 条 市	西条市、今治市、新居浜市、四国中央市及び越智郡	中予地方局	松 山 市	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡	南予地方局	宇 和 島 市	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡、西宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡	<p>（名称、位置及び所管区域）</p> <p>第2条 地方局の名称、位置及び所管区域は、別表のとおりとする。</p> <p>（出先機関）</p> <p>第3条 _____知事は、必要があるときは、地方局に出先機関を置くことができる。</p> <p>別表（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">地方局の名称、位置及び所管区域</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th> <th style="text-align: center;">位 置</th> <th style="text-align: center;">所 管 区 域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">西条地方局</td> <td style="text-align: center;">西 条 市</td> <td style="text-align: center;">西条市、新居浜市及び四国中央市</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">今治地方局</td> <td style="text-align: center;">今 治 市</td> <td style="text-align: center;">今治市及び越智郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">松山地方局</td> <td style="text-align: center;">松 山 市</td> <td style="text-align: center;">松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">八幡浜地方局</td> <td style="text-align: center;">八幡浜市</td> <td style="text-align: center;">八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">宇和島地方局</td> <td style="text-align: center;">宇和島市</td> <td style="text-align: center;">宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	位 置	所 管 区 域	西条地方局	西 条 市	西条市、新居浜市及び四国中央市	今治地方局	今 治 市	今治市及び越智郡	松山地方局	松 山 市	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡	八幡浜地方局	八幡浜市	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡	宇和島地方局	宇和島市	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡
名 称	位 置	所 管 区 域																													
東予地方局	西 条 市	西条市、今治市、新居浜市、四国中央市及び越智郡																													
中予地方局	松 山 市	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡																													
南予地方局	宇 和 島 市	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡、西宇和郡、北宇和郡及び南宇和郡																													
名 称	位 置	所 管 区 域																													
西条地方局	西 条 市	西条市、新居浜市及び四国中央市																													
今治地方局	今 治 市	今治市及び越智郡																													
松山地方局	松 山 市	松山市、伊予市、東温市、上浮穴郡及び伊予郡																													
八幡浜地方局	八幡浜市	八幡浜市、大洲市、西予市、喜多郡及び西宇和郡																													
宇和島地方局	宇和島市	宇和島市、北宇和郡及び南宇和郡																													

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後においては、この条例の施行前に次の表の左欄に掲げる地方局の長がした処分その他の行為（以下「処分等」という。）は、同表の右欄に掲げる地方局の長がした処分等とみなし、この条例の施行前に同表の左欄に掲げる地方局の長に対してなされた申請その他の行為（以下「申請等」という。）は、同表の右欄に掲げる地方局の長に対してなされた申請等とみなす。

西条地方局	東予地方局
今治地方局	東予地方局
松山地方局	中予地方局
八幡浜地方局	南予地方局
宇和島地方局	南予地方局

(愛媛県税賦課徴収条例の一部改正)

3 愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(納税地)</p> <p>第 4 条 県税の納税地は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県民税 個人にあつては、住所地及び事務所、事業所又は家屋敷の所在地 法人若しくは法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下県民税について「法人等」という。）にあつては、事務所又は事業所の所在地若しくは寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下県民税について「寮等」という。）の所在地 （納税義務者が事務所又は事業所若しくは寮等を2以上有する場合においては、主たる事務所又は事業所若しくは寮等の所在地） 利子割にあつては、利子等の支払又はその取扱いをする者の法第24条第8項に規定する営業所等（以下県民税について「営業所等」という。）の所在地 配当割及び株式等譲渡所得割にあつては、<u>愛媛県中予地方局</u>の所在地</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) 県たばこ税 法第74条の2第1項に規定する卸売販売業者等（以下県たばこ税について「卸売販売業者等」という。）の事務所又は事業所の所在地（事務所又は事業所が2以上あるときは、主たる事務所又は事業所の所在地）。ただし、卸売販売業者等が県内に事務所又は事業所を有しない場合においては、<u>愛媛県中予地方局</u>の所在地とする。</p> <p>(6)～(12) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(地方消費税の納税地等の特例)</p> <p>第19条の2 地方消費税の納税地は、当分の間、第4条第1項第3号の規定にかかわらず、<u>愛媛県中予地方局</u>の所在地とする。</p> <p>2 省略</p>	<p>(納税地)</p> <p>第 4 条 県税の納税地は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 県民税 個人にあつては、住所地及び事務所、事業所又は家屋敷の所在地 法人若しくは法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（以下県民税について「法人等」という。）にあつては、事務所又は事業所の所在地若しくは寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（以下県民税について「寮等」という。）の所在地 （納税義務者が事務所又は事業所若しくは寮等を2以上有する場合においては、主たる事務所又は事業所若しくは寮等の所在地） 利子割にあつては、利子等の支払又はその取扱いをする者の法第24条第8項に規定する営業所等（以下県民税について「営業所等」という。）の所在地 配当割及び株式等譲渡所得割にあつては、<u>愛媛県松山地方局</u>の所在地</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) 県たばこ税 法第74条の2第1項に規定する卸売販売業者等（以下県たばこ税について「卸売販売業者等」という。）の事務所又は事業所の所在地（事務所又は事業所が2以上あるときは、主たる事務所又は事業所の所在地）。ただし、卸売販売業者等が県内に事務所又は事業所を有しない場合においては、<u>愛媛県松山地方局</u>の所在地とする。</p> <p>(6)～(12) 省略</p> <p>2 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(地方消費税の納税地等の特例)</p> <p>第19条の2 地方消費税の納税地は、当分の間、第4条第1項第3号の規定にかかわらず、<u>愛媛県松山地方局</u>の所在地とする。</p> <p>2 省略</p>

○愛媛県条例第50号

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（徴収金の納付等）</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>2 _____ 前項に規定するもののほか、県の徴収金は、地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により知事が収納の事務を委託した者に納付し、納入し、又は払い込むことができる。</p> <p>3 省略</p>	<p>（徴収金の納付納入）</p> <p>第 6 条 省略</p> <p>2 自動車税に係る徴収金で規則で定めるものについては、前項に規定する方法によるほか _____、地方自治法施行令第158条の2第1項の規定により知事が収納の事務を委託した者に納付する _____ ことができる。</p> <p>3 省略</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第51号

愛媛県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例を次のように公布する。

平成19年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県議会議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例

（趣旨）

第 1 条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第 100 号。以下「法」という。）第 172 条の 2 の規定に基づき、愛媛県議会議員（以下「議員」という。）の選挙における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

（選挙公報の発行）

第 2 条 愛媛県選挙管理委員会（以下「県委員会」という。）は、議員の選挙においては、議員の候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。）ごとに 1 回発行しなければならない。

2 選挙公報は、選挙区ごとに発行しなければならない。

（掲載の申請）

第 3 条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添付して、当該選挙の期日の告示があった日に、県委員会に文書で申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷付け、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやくも選挙公報としての品位を損なう記載をしてはならない。

（選挙公報の発行手続）

第 4 条 県委員会は、前条第 1 項の規定による申請があったときは、当該申請に係る掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に 2 人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合には、その掲載の順序は、県委員会がかくじで定める。

3 前条第 1 項の規定による申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

（選挙公報の配布）

第 5 条 選挙公報は、県委員会の定めるところにより、市町の選挙管理委員会が、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、当該選挙の期日前 2 日までに、配布するものとする。

2 市町の選挙管理委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、あらかじめ、県委員会に届け出て、選挙公報につき、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準ずる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合においては、当該市町の選挙管理委員会は、市役所、町役場その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講ずることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手することができるよう努めなければならない。

（選挙公報の発行を中止する場合）

第 6 条 法第 100 条第 4 項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特

別の事情があるときは、選挙公報の発行の手続は、中止する。

(申請等の時間)

第7条 この条例の規定又はこの条例に基づき県委員会が定めるところにより県委員会に対してする申請その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間にしなければならない。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、県委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第52号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例(平成12年愛媛県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
事 務	市 町	事 務	市 町
1~7の2 省略		1~7の2 省略	
8 温泉法(昭和23年法律第125号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	保健所を設置する市	8 温泉法(昭和23年法律第125号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの	保健所を設置する市
(1) 省略		(1) 省略	
(1)の2 法第5条第2項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく有効期間の更新の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務		(1)の2 法第5条第2項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく有効期間の更新の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務	
(1)の3 法第6条第1項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく法人の合併又は分割の承認の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務		(1)の3 法第6条第1項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく工事の完了又は廃止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務	
(1)の4 法第7条第1項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく相続の承認の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務		(2) 法第9条第1項の規定に基づく増掘又は動力の装置の許可の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務	
(1)の5 法第8条第1項(法第11条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく工事の完了又は廃止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務		(3) 法第15条第1項の規定に基づく登録の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務	
(2) 法第11条第1項の規定に基づく増掘又は動力の装置の許可の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務		(3)の2 法第16条の規定に基づく申請事項の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出	
(3) 法第19条第1項の規定に基づく登録の申請の受理及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務			
(3)の2 法第20条の規定に基づく申請事項の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出			

<p>書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3)の3 法第21条第1項の規定に基づく温泉成分分析の業務の廃止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 省略</p>		<p>書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3)の3 法第17条第1項の規定に基づく温泉成分分析の業務の廃止の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(4) 省略</p>	
<p>9～49の2 省略</p>		<p>9～49の2 省略</p>	
<p>50 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(1)の2 法第29条第1項及び第2項の規定に基づく開発行為の許可に関する事務（法第34条第13号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく届出の受理に関する事務、法第34条第14号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発審査会への付議に関する事務及び法第35条の規定に基づく許可又は不許可の通知に関する事務を含む。）</p> <p>(1)の3 法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発行為の協議に関する事務</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>(7) 法第41条（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建ぺい率等の指定並びに建築物の建築の許可及び協議に関する事務</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 法第43条第1項の規定に基づく建築物等の新築等の許可に関する事務（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ホの規定に基づく開発審査会への付議に関する事務を含む。）</p> <p>(9)の2 法第43条第3項の規定に基づく建築物等の新築等の協議に関する事務</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 法第46条及び第47条（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含み、法第47条第1項にあっては法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発登録簿に関する事務（都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条の規定に基づく閲覧場所の設置及び閲覧規則に関する事務を含む。）</p> <p>(11)の2～(15) 省略</p>	<p>今治市、新居浜市及び西条市</p>	<p>50 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(1)の2 法第29条第1項及び第2項の規定に基づく開発行為の許可に関する事務（法第34条第9号 _____ の規定に基づく届出の受理に関する事務、法第34条第10号 _____ の規定に基づく開発審査会への付議に関する事務及び法第35条の規定に基づく許可又は不許可の通知に関する事務を含む。）</p> <p>(2)～(6) 省略</p> <p>(7) 法第41条（法 _____ 第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建ぺい率等の指定及び _____ 建築物の建築の許可 _____ に関する事務</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 法第43条 _____ の規定に基づく建築物等の新築等の許可に関する事務（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ホの規定に基づく開発審査会への付議に関する事務を含む。）</p> <p>(10) 省略</p> <p>(11) 法第46条及び第47条（同条第1項にあっては、 _____ 法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発登録簿に関する事務（都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第38条の規定に基づく閲覧場所の設置及び閲覧規則に関する事務を含む。）</p> <p>(11)の2～(15) 省略</p>	<p>今治市、新居浜市及び西条市</p>
<p>50の2 省略</p>		<p>50の2 省略</p>	

<p>51 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第34条第13号（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく土地等に関する権利の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(2)の2 法第34条の2第1項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく開発行為の協議の受付及び当該協議に係る協議書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>(8) 法第41条第2項ただし書（法第34条の2第2項（法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）及び第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築の許可の申請及び協議の受付並びに当該申請に係る申請書及び当該協議に係る協議書の知事への送付に関する事務</p> <p>(9)～(11) 省略</p> <p>(12) 法第43条第3項の規定に基づく建築物等の新築等の協議の受付及び当該協議に係る協議書の知事への送付に関する事務</p> <p>(13)～(15) 省略</p>	<p>各市町（中核市、今治市、新居浜市及び西条市を除く。）</p>
52～62 省略	

<p>51 都市計画法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第34条第9号 _____の規定に基づく土地等に関する権利の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(3)～(7) 省略</p> <p>(8) 法第41条第2項 _____（法 _____ _____第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の建築の許可の申請 _____の受付及び当該申請に係る申請書 _____の知事への送付に関する事務</p> <p>(9)～(11) 省略</p> <p>(12) 削除</p> <p>(13)～(15) 省略</p>	<p>各市町（中核市、今治市、新居浜市及び西条市を除く。）</p>
52～62 省略	

附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。ただし、別表50の項及び51の項の改正規定は、同年11月30日から施行する。

○愛媛県条例第53号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条、第7条関係）			別表（第2条、第3条、第7条関係）		
1 省略			1 省略		
2 保健福祉関係事務手数料			2 保健福祉関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～7 省略			1～7 省略		
7の2 温泉法 第6条第1項 の規定に基づ く土地の掘削	土地掘 削許可 を受け た法人	7,400円			

<p>の許可を受け た法人の合併 又は分割の承 認の申請に対 する審査</p>	<p>の合併 又は分 割の承 認申請 手数料</p>				
<p>7の3 温泉法 第7条第1項 の規定に基づ く土地の掘削 の許可を受け た者の相続の 承認の申請に 対する審査</p>	<p>土地掘 削許可 を受け た者の 相続承 認申請 手数料</p>	<p>7,400円</p>			
<p>8 温泉法第11 条第1項の規 定に基づくゆ う出路の増掘 又は動力の装 置の許可の申 請に対する審 査</p>	<p>省略</p>		<p>8 温泉法第9 条第1項の規 定に基づくゆ う出路の増掘 又は動力の装 置の許可の申 請に対する審 査</p>	<p>省略</p>	
<p>8の2 温泉法 第11条第2項 において準用 する同法第6 条第1項の規 定に基づくゆ う出路の増掘 又は動力の装 置の許可を受 けた法人の合 併又は分割の 承認の申請に 対する審査</p>	<p>ゆう出 路増掘 又は動 力装置 の許可 を受け た法人 の合併 又は分 割の承 認申請 手数料</p>	<p>7,400円</p>			
<p>8の3 温泉法 第11条第2項 において準用 する同法第7 条第1項の規 定に基づくゆ う出路の増掘 又は動力の装 置の許可を受 けた者の相続 の承認の申請 に対する審査</p>	<p>ゆう出 路増掘 又は動 力装置 の許可 を受け た者の 相続承 認申請 手数料</p>	<p>7,400円</p>			
<p>9 温泉法第15 条第1項の規 定に基づく温 泉の利用の許 可の申請に対 する審査</p>	<p>省略</p>		<p>9 温泉法第13 条第1項の規 定に基づく温 泉の利用の許 可の申請に対 する審査</p>	<p>省略</p>	

9の2 温泉法 第16条第1項 の規定に基づ く温泉の利用 の許可を受け た法人の合併 又は分割の承 認の申請に対 する審査	温泉利 用許可 を受け た法人 の合併 又は分 割の承 認申請 手数料	7,400円			
9の3 温泉法 第17条第1項 の規定に基づ く温泉の利用 の許可を受け た者の相続の 承認の申請に 対する審査	温泉利 用許可 を受け た者の 相続承 認申請 手数料	7,400円			
9の4 温泉法 第19条第1項 の規定に基づ く温泉成分分 析機関の登録 の申請に対す る審査	省略		9の2 温泉法 第15条第1項 の規定に基づ く温泉成分分 析機関の登録 の申請に対す る審査	省略	
10～113 省略			10～113 省略		
備考 省略			備考 省略		
3～6 省略			3～6 省略		

附 則

この条例は、平成19年10月20日から施行する。

○愛媛県条例第54号

都市計画法施行条例を廃止する条例を次のように公布する。

平成19年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

都市計画法施行条例を廃止する条例

都市計画法施行条例（平成15年愛媛県条例第31号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成19年11月30日から施行する。

○愛媛県条例第55号

愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県営住宅管理条例の一部を改正する条例

愛媛県営住宅管理条例（昭和35年愛媛県条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（入居者の資格） 第5条 一般県営住宅に入居することができる者は、次の各号（公	（入居者の資格） 第5条 一般県営住宅に入居することができる者は、次の各号（公

営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第6条第1項各号に掲げる者で知事が県営住宅の管理上適当と認めるものにあつては第1号、第3号及び第4号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者で当該災害の発生した日から起算して3年を経過していないものにあつては第3号）の条件を具備する者でなければならない。

(1) 省略

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻の關係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第4号、第17条第6項、第23条の12第2号及び第4号並びに附則第6項において同じ。）があること。

(3) 省略

(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（入居者の資格の特例）

第5条の2 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い一般県営住宅（当該公営住宅が一般県営住宅である場合にあつては、他の一般県営住宅）に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1号から第3号までに掲げる条件を具備する者とみなす。

2 省略

（入居者の保管義務等）

第17条 省略

2～5 省略

6 入居者は、一般県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、省令第10条及び次項に定めるところにより、知事の承認を得なければならない。

7 知事は、前項の同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

8 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該一般県営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、省令第11条及び次項に定めるところにより、知事の承認を得なければならない。

9 知事は、前項の引き続き居住を希望する者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

（住宅の明渡請求）

第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対して一般県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(4) 省略

(5) 入居者又は同居する者が暴力団員であることが判明したとき。

(6) 入居者が第17条第3項から第6項まで及び第8項の規定に違反したとき。

(7) 省略

2・3 省略

4 知事は、第1項第2号から第6号までの規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、当該請求の日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相

営住宅法施行令（昭和26年政令第240号。以下「政令」という。）第6条第1項各号に掲げる者で知事が県営住宅の管理上適当と認めるものにあつては第1号及び第3号、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者で当該災害の発生した日から起算して3年を経過していないものにあつては第3号）の条件を具備する者でなければならない。

(1) 省略

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（事実上婚姻の關係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。第17条第6項、第23条の12第2号及び附則第6項において同じ。）があること。

(3) 省略

（入居者の資格の特例）

第5条の2 公営住宅の借上げに係る契約の終了又は公営住宅の用途の廃止により当該公営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い一般県営住宅（当該公営住宅が一般県営住宅である場合にあつては、他の一般県営住宅）に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 省略

（入居者の保管義務等）

第17条 省略

2～5 省略

6 入居者は、一般県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、省令第10条に定めるところにより、知事の承認を得なければならない。

7 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該一般県営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、省令第11条に定めるところにより、知事の承認を得なければならない。

（住宅の明渡請求）

第23条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、入居者に対して一般県営住宅の明渡しを請求することができる。

(1)～(4) 省略

(5) 入居者が第17条第3項から第7項までの規定に違反したとき。

(6) 省略

2・3 省略

4 知事は、第1項第2号から第5号までの規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、当該請求の日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相

当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 知事は、第1項第7号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨の通知をしなければならない。

6 省略

(使用許可)

第23条の9 省略

2 知事は、前項に規定する者(同居する者を含む。)が暴力団員であるときは、同項の許可をしてはならない。

(家賃)

第23条の10 前条第1項の規定による使用に供される一般県営住宅の毎月の家賃の額は、第9条第1項、第21条第1項又は第21条の3第1項の規定にかかわらず、当該一般県営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃の額以下で、知事が定める。

(準用)

第23条の11 第3条、第4条、第6条から第8条まで、第10条、第12条から第18条まで及び第21条の4から第23条までの規定は第23条の9第1項の規定による一般県営住宅の使用について、第9条の2の規定は前条の入居者の収入について準用する。この場合において、第6条中「前2条に規定する入居資格のある者」とあるのは、「第23条の9第1項に規定する者」と読み替えるものとする。

(入居者の資格)

第23条の12 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号(第23条の16において準用する第4条第1号から第4号までに掲げる事由に係る者にあつては、第1号、第3号及び第4号)の条件を具備する者でなければならない。

(1)~(3) 省略

(4) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でないこと。

(準用)

第23条の16 第3条、第4条第1号から第4号まで、第6条、第8条、第10条、第12条から第14条まで、第15条第1項及び第2項、第16条から第18条まで、第22条並びに第23条第1項(第7号を除く。)及び第2項から第4項までの規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第6条中「前2条」とあるのは「第23条の12」と、第8条第1項第1号中「収入」とあるのは「所得」と、同項第2号中「第13条」とあるのは「第23条の16において準用する第13条」と、第12条第1項中「第8条」とあるのは「第23条の16において準用する第8条」と、第22条第2項中「第17条第5項」とあるのは「第23条の16において準用する第17条第5項」と、第23条第1項第6号中「第17条第3項から第6項まで及び第8項」とあるのは「第23条の16において準用する第17条第3項から第6項まで及び第8項」と、同条第3項中「入居した日から当該請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求の日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を」とあるのは「当該請求の日の翌日から当該特定公共賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を」と、同条第4項中「近傍同種

当する額以下の金銭を徴収することができる。

5 知事は、第1項第6号の規定に該当することにより同項の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨の通知をしなければならない。

6 省略

(使用許可)

第23条の9 省略

(家賃)

第23条の10 前条_____の規定による使用に供される一般県営住宅の毎月の家賃の額は、第9条第1項、第21条第1項又は第21条の3第1項の規定にかかわらず、当該一般県営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃の額以下で、知事が定める。

(準用)

第23条の11 第3条、第4条、第6条から第8条まで、第10条、第12条から第18条まで及び第21条の4から第23条までの規定は第23条の9_____の規定による一般県営住宅の使用について、第9条の2の規定は前条の入居者の収入について準用する。この場合において、第6条中「前2条に規定する入居資格のある者」とあるのは、「第23条の9_____に規定する者」と読み替えるものとする。

(入居者の資格)

第23条の12 特定公共賃貸住宅に入居することができる者は、次の各号(第23条の16において準用する第4条第1号から第4号までに掲げる事由に係る者にあつては、第1号及び第3号)の条件を具備する者でなければならない。

(1)~(3) 省略

(準用)

第23条の16 第3条、第4条第1号から第4号まで、第6条、第8条、第10条、第12条から第14条まで、第15条第1項及び第2項、第16条から第18条まで、第22条並びに第23条第1項(第6号を除く。)及び第2項から第4項までの規定は、特定公共賃貸住宅の管理について準用する。この場合において、第6条中「前2条」とあるのは「第23条の12」と、第8条第1項第1号中「収入」とあるのは「所得」と、同項第2号中「第13条」とあるのは「第23条の16において準用する第13条」と、第12条第1項中「第8条」とあるのは「第23条の16において準用する第8条」と、第22条第2項中「第17条第5項」とあるのは「第23条の16において準用する第17条第5項」と、第23条第1項第5号中「第17条第3項から第7項まで_____」とあるのは「第23条の16において準用する第17条第3項から第7項まで_____」と、同条第3項中「入居した日から当該請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、当該請求の日の翌日から当該一般県営住宅の明渡しを行う日までの期間については毎月近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を」とあるのは「当該請求の日の翌日から当該特定公共賃貸住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を」と、同条第4項中「近傍同種

の住宅の家賃の額」とあるのは「家賃の額」と読み替えるものとする。

第25条の2 省略

(許可等に関する意見聴取)

第25条の3 知事は、第6条(第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。)の許可をしようとするとき、又は現に県営住宅に入居している者(同居する者を含む。)について、知事が特に必要があると認めるときは、第5条第4号、第17条第7項(第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。次条において同じ。)及び第9項(第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。次条において同じ。)、第23条第1項第5号(第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。次条において同じ。)、第23条の9第2項並びに第23条の12第4号に該当する事由の有無について、愛媛県警察本部長の意見を聴くことができる。

(知事への意見)

第25条の4 愛媛県警察本部長は、県営住宅に現に入居し、又は入居しようとする者(現に同居し、又は同居しようとする者を含む。)について、第5条第4号、第17条第7項及び第9項、第23条第1項第5号、第23条の9第2項並びに第23条の12第4号に該当する事由の有無について、知事に対し、意見を述べることができる。

の住宅の家賃の額」とあるのは「家賃の額」と読み替えるものとする。

第25条の2 省略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の愛媛県県営住宅管理条例(以下「新条例」という。)第23条第1項第5号(第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第6条(第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。)の許可を受けた者及び新条例第17条第8項(第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。)の承認を受けた者に適用する。
- 3 施行日前に改正前の愛媛県県営住宅管理条例(以下「旧条例」という。)第6条(第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。以下同じ。)の許可を受けた者又は旧条例第17条第7項(第23条の11及び第23条の16において準用する場合を含む。以下同じ。)の承認を受けた者が新条例第23条第1項第5号の規定に該当していること(次項に定める場合を除く。)が判明したときは、知事は、当該許可を受けた者又は承認を受けた者に対して明渡しを勧告するものとする。ただし、同号の規定の適用がある場合は、この限りでない。
- 4 施行日前に旧条例第6条の許可を受けた者又は旧条例第17条第7項の承認を受けた者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員と同居しており、新条例第23条第1項第5号の規定に該当していることが判明したときは、知事は、当該許可を受けた者又は承認を受けた者に対して、当該暴力団員を退去させる措置をとることを勧告するものとする。ただし、同号の規定の適用がある場合は、この限りでない。
- 5 知事は、前2項の勧告に従わないときは、当該許可を受けた者又は承認を受けた者に対して明渡しを請求することができる。
- 6 附則第2項から前項までの規定にかかわらず、施行日前に旧条例第6条の許可を受けた者又は旧条例第17条第7項の承認を受けた者が新条例第23条第1項第5号の規定に該当し、他の入居者の安全が著しく害されるおそれがあり、当該被害を防止するため緊急の必要があると認められるときは、知事は、当該許可を受けた者又は承認を受けた者に対して明渡しを請求することができる。
- 7 前2項の規定による明渡しを請求については、新条例第23条第2項及び第4項の規定を準用する。

○愛媛県条例第56号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成19年10月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例(平成12年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）			別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～25 省略			1～25 省略		
26 道路交通法 第49条第1項 のパーキング・チケット 発給設備による同項のパー キング・チケットの発給	省略		26 道路交通法 第49条第2項 のパーキング・チケット 発給設備による同項のパー キング・チケットの発給	省略	
26の2～64 省略			26の2～64 省略		
備考 省略			備考 省略		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。